奥州市社会福祉法人連絡会規約

(名称)

第1条 この会は、奥州市社会福祉法人連絡会(以下「連絡会」という。)という。

(目的)

第2条 連絡会は、住民の日常生活上の困りごとや必要とする福祉サービス等に対して、奥州 市内に事業所を有する社会福祉法人が、地域情報や課題を共有し、それぞれの専門性を活か しながら連携や協働を図り、地域における公益的な取組みを実施し、住民の福祉向上や地域 福祉をさらに推進することを目的とする。

また、各社会福祉法人の課題等を共有し、解決に向けた取組みを進め、市内の福祉力の向上を図る。

(会員)

第3条 連絡会の会員(以下「会員」という。)は、前条に定める目的に賛同する奥州市内に事業所を有する社会福祉法人とする。

(事業)

- 第4条 連絡会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 地域における公益的な取組みの検討、企画及び実施
 - (2) 会員相互の情報交換会、研修会及び交流会の実施
 - (3) 住民の困りごと及び必要とする福祉サービス等の把握
 - (4) 連絡会及び会員が取り組む活動について、市民への周知や情報発信
 - (5) 行政や関係機関との意見交換等の実施
 - (6) その他、連絡会の目的達成のために必要な事項

(役員)

- 第5条 連絡会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2)副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 役員は、総会の決議によって会員の中から選任する。
- 3 会長は会務を統括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 5 監事は連絡会の事業及び会計を監査する。
- 6 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 欠員の補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

- 第6条 総会は年 I 回、会長が招集し開催する。ただし、会長は必要に応じ臨時総会を開催することができる。
- 2 総会に議長を置き、会長がこれにあたる。
- 3 総会は、次の事項について決議する。
 - (1)役員の選任又は解任
 - (2) 予算及び事業計画

- (3)決算及び事業報告
- (4) 規約の制定及び改廃
- (5) 会員の加入及び脱退
- (6) その他、連絡会の運営に係る重要な事項
- 4 総会は、会員総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ、書面等により 意思を表示した会員は出席したものとみなす。
- 5 総会の議事は、出席した会員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

- 第7条 連絡会の組織運営や事業実施に係る検討及び協議を行うため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、会員である社会福祉法人から | 名を選出し、構成する。
- 3 幹事会に代表幹事を置き、会長が任命する。
- 4 幹事会は、代表幹事が招集する。
- 5 代表幹事は、必要があるときは、オブザーバーとして、会員以外の者を会議に出席させて 意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。

(部会)

- 第8条 連絡会の事業実施に係り、課題の解決に対する調査や企画の立案及び事業の実施等を 行うため、次の部会を置く。
 - (I) 地域部会
 - (2)法人部会
- 2 各部会は、会員である社会福祉法人の実務担当職員から | 名を選出し、構成する。
- 3 会員の実務担当職員は、地域部会または法人部会のいずれかに所属する。
- 4 各部会の定数については、別に定める。
- 5 各部会にリーダー | 名、副リーダー | 名を置く。

(会費)

- 第9条 連絡会の目的を達成するため、会員から会費を徴収することができる。
- 2 会費の額は別に定める。
- 3 納入した会費は、原則返金しないものとする。

(入退会)

- 第10条 連絡会への入会及び退会については、次のとおりとする。
 - (I) 入会を希望する社会福祉法人は、入会申込書(様式第 I 号)を会長に提出し、総会に て承認を得るものとする。
 - (2) 退会を希望する会員は、退会届(様式第2号)を会長に提出し、総会にて承認を得る ものとする。

(事務局)

第11条 連絡会の事務局は、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会に置く。

(その他)

第12条 その他、この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年2月 I4 日から施行する。